

富士市教育委員会		8月	定例会 臨時会	会議録 (令和6年)	
開催日 令和6年8月21日 水曜日 開 会 13時30分 閉 会 14時36分			会議場 市庁舎5階 第3会議室		
出席委員の氏名					
教 育 長		森 田 嘉 幸	委 員	塩 谷 知 一	
教育長職務代理者		和久田 恵 子	委 員	保 科 悦 久	
委 員		松 田 靖 子			
出席職員等の氏名					
教育次長		味 岡 俊 雄	青少年相談センター所長	田 中 亘	
教育総務課長		佐 野 睦 昭	博物館長	石 川 武 男	
学校教育課長		若 田 泰 一	文化スポーツ課長	渡 辺 哲 成	
学務課長		鈴 木 秀 江	教育総務課調整主幹	小長谷 聡	
社会教育課長		吉 田 和 洋	教育総務課参事補	吉 村 直 也	
文化財課長		植 松 良 夫	教育総務課主幹	遠 藤 綱 輝	
中央図書館長		桑 原 正 壽	教育総務課指導主事	瀧 南	
富士市立高等学校事務長		榎 俊 英	教育総務課指導主事	遠 藤 真 輝	
教育研修・特別支援教育センター所長		檜 木 小重美	傍 聴 人	1 人	
議題（動議）及び議事の概要 （議 案） 議第31号 令和6年度教育委員会所管9月補正予算について 議第32号 令和5年度富士市教育委員会の自己点検・評価について 議第33号 富士市教育文化スポーツ奨励賞受賞者の決定について 議第34号 富士市文化財保護審議会委員の委嘱について 議第35号 富士市立博物館条例施行規則の一部改正について					
作成者 遠 藤 真 輝			署名人		

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、8月定例会を開会致します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の7月定例会、会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

9月富士市議会定例会ですが、9月10日から10月11日までの約1か月間開催されます。この間に、9月12日、13日の2日間、産業教育分科会・予算決算委員会で令和5年度決算の議案審議が行われる予定ですので、御承知おきください。以上です。

「議事の概要」

教育長

これより、議事に入ります。本日は議決案件3件が、提案されておりましたが、追加案件として議決案件が2件提案されましたので、合計5件の審議をお願い致します。そのうち、議第33号「富士市教育文化スポーツ奨励賞受賞者の決定について」は、その性質上、秘密会として扱わせていただきたいと思いますと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

委員の同意が得られましたので、当該案件につきましては、会議の進行を一部変更させていただき、各課等の報告予定事項の終了後に取り扱いますので、よろしくお願い致します。なお、その際には関係課長以外の方、また、傍聴人の皆様におかれましても退席をいただき、取り扱いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。和久田恵子委員と松田靖子委員にお願いします。

それでは、審議に入りたいと思います。初めに、議第３１号「令和６年度教育委員会所管９月補正予算について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

（議第３１号 令和６年度教育委員会所管９月補正予算について説明する）

教育長

これより、議第３１号案に対する質疑を行います。御質問等ございますでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第３１号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（委員から「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第３１号案は承認いたしました。

それでは、次に、議第３２号「令和５年度富士市教育委員会の自己点検・評価について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

（議第３２号 令和５年度富士市教育委員会の自己点検・評価について説明する）

教育長

これより、議第３２号案に対する質疑を行います。御質問、御感想等はございますか。

保科委員

36 ページの「今後の課題としたい点」の下から４行目「学校運営協議会には教育課程の承認や…」とありますが、この教育課程の承認とは、具体的にはどのようなものが想定されるのでしょうか。分かれば教えていただきたいのですが。

学校教育課長

例年、各学校では、１１～１２月くらいに来年の学校の設計図として、教育課程を作成します。これは、学校内の職員が作成するものですので、それを外に出して、学校職員以外の方々の御意見をいただくという意味で、学校運営協議会の中でお示しをしています。その中で、校長が説明される学校経営方針に対して、運営協議会の方々から意見をいただくという形でございます。その目標で良いのかということも含めて、目標は学校が掲げるものであるけれども、地域の方もそれに賛同することで、学校と地域が同じ目標をもってその地域の子どもを育てるということになります。具体的に、学校が「〇〇月にこういう行事を、こういう目的でやりたい」といったときに、地域から「いや、こうするともっと良くなるのではないか」と御意見が出されますので、

より良い、地域に根差した学校運営ができるよう、教育課程を変えていくという、そういう意味と考えています。

塩谷委員

今回評価をいただきましたが、課題としたい点について、我々教育委員会として、具体的にどういう形でこれに对应していくか、という所が一番大事だと考えています。その中で、保科委員からも御質問がありました「学校運営協議会の権限の活用」というのをかなり強くおっしゃっていただいています。私も以前、学校運営協議会というものについて、学校の職員研修で参加させていただく機会がありました。例えば野球部の早朝練習や吹奏楽部の練習に対し、地域の方から「朝、学校の部活動がうるさいじゃないか、ちょっと考えてくれ」といった学校に意見が来たとして、それに対して学校はどういう対応をしていくべきかという内容でした。従前は、校長先生や顧問の先生方が伺って説明したり、という対応があったのですが、せっかく学校運営協議会というものがあるものですから、これを活用すべきだと。子どものために部活動をやっている、一方で地域の方々の生活もある。これを繋ぐための学校運営協議会という組織があるのだから、そういった場で協議した上で、より良い部活動の在り方とか、地域の方々との連携というものを検討していく、そういう活用もあるのではないのでしょうか、という話し合いをした覚えがあります。

色々な活用する方法があるのではないかと御示唆を、委員の方々にいただいているものですから、今、各学校の取組でどのように運営しているのか、どんな特徴的な取組があるのかというのを、委員会内で積み上げてもらって、「こういうことができますよ」という周知を、市内に広めていけると良いと思います。まだまだ始まったばかりの地域もあるでしょうし、経験の多い地域もあるでしょうから、各地域の特色を周知する機会を持っていただければと思います。それによって、さらなる活用を考えていけば、課題に对应するという一つのきっかけになるのかなと思いました。ぜひ、せっかくいただいた課題なので、1年かけて研究していただき、良い形で運営していただければと思います。

教育長

学校運営協議会での色々な各校の様子や、取組について、塩谷委員からお話がありましたが、この辺りについて教育委員会事務局としては、どのような把握をされていますか。学校運営協議会の様子を、その学校だけに留めずに、他の学校にも公表していくことで、一つ一つの学校が効果的な学校運営協議会の活かし方を持つことができます。市全体の学校教育の活性化に繋がっていければ良いですね。その辺りの考えはいかがでしょうか。

学校教育課長

始まったばかりの制度ですので、学校職員の意識の中では、まだ十分な理解が進んでいないと思われるのは、学校運営協議会の組織の目的というのは「学校が行う行事

に対して、地域の力を貸してくださいね」という、一方向的な認識がまだ根強いことです。実際にこの制度をしっかりと理解すれば、学校の運営方針について意見を言う組織であることから、もっと言えば、人事に関しても意見を言えるということへの周知が、まだ足りていないということがこれからの課題だと思います。

年6回ほど、コミュニティ・スクール・ディレクターの連絡会、研修会にて、様々な学校の良い取組を発表していきながら、横展開をしていくということを行っているところです。その中で良い取組だと思われる方に講師になっていただいて、それを広げていくということを行っています。意図的に学校運営に対してものを申すという事例を取り上げていくことによって、制度の周知が進んでいくのかなと思っています。今後に向けて、行っていきたいと考えています。

教育長

学校運営協議会が形式的な運営協議会になりやすいというのが、全国的に言われています。まさに今、学校教育課長からお話がありましたように、学校の経営方針に対して、地域の代表・保護者の代表として、ある意味対等に意見を言って、学校を地域と共により良い学校へ作り上げていくという考え方の醸成はまだまだ足りていないようです。学校行事の下請けになってしまうような意味合いで双方が感じている所が無きにしも非ずですね。本市では、全ての学校に、学校運営協議会制度を立ち上げてコミュニティ・スクールにしました。なかなかそこまで踏み切れる地域地区ばかりではありません。せっかく本市は全ての学校でそうした協議会を立ち上げましたので、それがまさに今回の評価でいただいたように、しっかりとした機能を成すような形を検討していくべきだと思います。全ての学校で、地域とともにある学校づくりが、成し得ていけるよう進めていきたいですね。

和久田委員

今お話しがあった学校運営協議会に関して、データベース等で「それぞれの学校運営協議会がこのような活動をしました」といったことを皆さんで共有して見られるようなものができ上がっているのでしょうか。

学校教育課長

活動内容についてのデータベース化・見える化というのは、されていません。ただ、例えば研修会の中で、課題に感じていることの一覧といったことは、見たことがあります。実践している内容を皆さんが見える状態に、ということはしていないので、参考にさせていただきたいと思います。

和久田委員

教育委員会自体のPRや周知というのは必ず課題になってくるので、学校運営協議会の取組が周知されることで、認知度が上がってくるといいなと思います。できることであれば、データベース化していただければ、御覧になられて「あ、これはうちの

学校でも…」という発見がたくさんあると思うのですね。せっかく子どもたちも ICT 化を進めておりますので、そちらのほうもぜひ進めてもらえたら良いかなと思います。もう一点は、「課題として出したものを一つ一つ取り組んでくださっている」という御意見をいただいておりますが、今回の学校運営協議会のこともそうですし、給食費の無償化の話、部活動地域移行も大きな課題ですという意見も来ておりますので、やはり今年度は、この辺りのことをしっかりと協議した跡を残しながら、次に評価していただくときに、同じように「課題としたところをきちんと取り組んでくださっていますね」というふうに見える化していけるといいかなと思います。ぜひその辺りへの取組というのを、私たちの勉強会もそうですけれども、企画していただけるとありがたいと思います。

学校教育課長

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

教育長

各学校では、コミュニティ・スクール（CS）だよりを作っています。こうしたものも、一つ一つの成果として各学校で公表していただきたいですね。それがないと、地域とともにある学校づくりにならないですね。私も地域の学校で一つ読ませてもらっていますが、学校だよりとコミュニティ・スクールだより、そういう大きな成果物を、お互いの財産として共有していくことが良いのではないかなと思います。改めて何かを作れというとなら負担になってしまいますので、現在あるものを一つにまとめて共有できるようにすると良いのではないかなと思います。

松田委員

和久田委員と同じ考えです。前回もお話させていただきましたが、私自身も外部評価として評価を受ける教育委員として、評価と課題をいただいているわけですね。これが半期で、9月の議会で公表されるわけで、できるだけ残りの半期で、その課題に沿った形で、自分たちの発言したことを実行したいと思っています。今回、自己評価を行ったときに教育委員の PR についてですが、同じ目標でずっとやってきていて、そこは達成されているので、次の目標を委員の皆さんと話していたところがあるので、是非こうやって報告書に外部委員から課題をいただいたので、そこをしっかりと半期でできるような形にして、それを次回来年度の6年度に当たる評価を受けてやっていく、というふうにしないと、半期の遅れになっていくのではないかなと思います。前半の半期は、前のままやっていた経緯になってしまいます。評価に対する信憑性というところで、自分たちが評価を受けるのだったらしっかり課題をクリアしていきたいと皆さん思っています。とても必要なことではないかなと思います。

教育長

これについては、松田委員からお話がありましたように、課題として指摘されている点については真摯にしっかりと受け止めて、それを今度は PDCA のアクションのところに行かなくては意味がないのでね、アクションをしてさらにまた評価を受けるということが大切です。まだ残り半年以上ありますので、それぞれの関わっていくところでは、アクションをしっかり決めていくということを、これからもよろしくお願いします。

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第 3 2 号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第 3 2 号案は承認いたしました。

それでは、次に、議第 3 4 号「富士市文化財保護審議会委員の委嘱について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

文化財課長

(議第 3 4 号 富士市文化財保護審議会委員の委嘱について説明する)

教育長

これより、議第 3 4 号案に対する質疑を行います。御質問はございますか。御質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第 3 4 号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第 3 4 号案は承認いたしました。

それでは、次に、議第 3 5 号「富士市立博物館条例施行規則の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

博物館長

(議第 3 5 号 富士市立博物館条例施行規則の一部改正について説明する。)

教育長

これより、議第 3 5 号案に対する質疑を行います。御質問はございますか。

保科委員

2 点質問いたします。1 点目は、1 5 ページの新旧対照表の第 2 条第 2 項第 1 号工

芸室ですが、これは夜9時までということで、夜間の利用が今あるということなのでしょうか。

博物館長

工芸室の夜間利用については、陶芸団体が使われています。利用頻度としては、月2回から数回程度ということで、数としては少ない状況となっております。ただし今後利活用を市内外に広めていくことを目的としております。それに伴って夜間についても利用が多少増えることが予想されますが、やはり、夜間よりもむしろ日中の方が多いのかなと想定しているところです。

保科委員

2点目に富士川民俗資料館の休館日についてです。第3条第2項第2号の年末年始は、休館日ですね。第1号のところで掲げる日以外の日ということなので、開館している日について確認させてください。

博物館長

基本的に、開いているのは、このアとイに掲げられている日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日という形になっており、少し複雑な記載となっております。本来は開館日として記載すれば良いのですが、休館日という言葉を使っておりますので、こういう表現になっているのが現状でございます。ですので、平日については、特別な用がない限りは閉館している状態です。ただし、学校等で見学をしたいという申入れがあった場合は開館する形となっております。

保科委員

そうしますと、土曜、日曜、祝日は開いていて、しかし年末年始のこの日はお休みということですね。分かりました。ありがとうございます。

教育長

他には御意見、補足等ございませんか。

教育次長

資料8ページの6(2)で「第3条に1項を加える改正規定」とあります。一方14ページの条例施行規則の一部を改正する規則の附則では「…ただし、第3条に2項を加える改正規定」とあり、数字が違っております。15ページにある改正の中身を見ますと、第2項と第3項が2つ加えられておりまして、2つとも民俗資料館に係るものですので、「2項を加える改正規定」となります。8ページの「1項」を「2項」に訂正をお願いします。

塩谷委員

6 ページの2「使用料減免対象の検討」の2行目で、「太字部分は規則に反映させる予定」という記載があります。この太字というのは、右側7ページのどのあたりを指すのでしょうか。ここでいう太字部分とは、一覧の対照表を指しているのでしょうか。

博物館長

そうですね。塩谷委員の御指摘のとおり、使用料の減免の件については、(1)アからイという所で書かれていて、その対照表の部分についてが規則に反映させるものとして太字になっています。

塩谷委員

16 ページの新旧対照表の第7条の2第1項第1号のところでしょうか。そうすると、この具体的に、例えばこういう場合が当たるという例示をしていますよね。7ページで1号の場合にはこういう例があると。例えば、こういう場合には減免対象になります、といった丁寧な周知というのは、どこで行うことになるのでしょうか。

博物館長

基本的に、まちづくりセンターの使用料規定の改正とともに、広報で周知することになっています。10月頃になる予定です。それに伴いまして、博物館のホームページの方も今更新をかけておりまして、10月の広報以降、使用料の減免の対象について、詳しく御覧になれるような形をとらせていただきます。また、当然これまでの利用団体もありますので、その方々については、利用代表者会議というのを行っております。その中で、今までの使用者・利用者さんが減免対象になることもありますので、その部分で丁寧に説明する予定です。

教育長

正式に広報もされるということですね。

塩谷委員

ありがとうございます。結構でございます。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第35号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第35号案は承認いたしました。これを持ちまして、本日公開分の審議事項は全て終了致しました。

引き続き、各課等の予定事項をお願いします。

教育総務課長、学校教育課長、学務課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

ただ今、説明のありました各課の予定事項につきまして、何か御質問がございますか。

塩谷委員

先ほど社会教育課長からお話がありましたが、私と保科委員で「無限∞のキズナ」の研修視察に行かせていただきました。ありがとうございました。私も初めて参加させていただいて、本当に素晴らしい企画だなと思ったところです。もちろん子どもたちのこと、中学生、同じ班に高校生のリーダーがいて、大学生がいて、さらに社会人のリーダーがいてと、それぞれが役割分担され、きちんとした組織としてできています。それは社会教育課長をはじめとした職員の方々がしっかりと目配せをしながら、各グループの自主性とかそれぞれの個性を尊重しながら行われている様子が見られ、安心感がありました。4日間、仲間と共に、こういう環境の中でひと夏の思い出をつくり、ぐっと成長するのかな、と感じました。色々な難しさもあると思うのですが、この事業は、富士市の子どもたちの子育てを考えるに当たって、核となり得るものなのかなと思いました。課長をはじめ、課の若手の皆さんが、この事業の企画から実行に至るまでものすごく綿密に考えており、かつ、気配り・気遣いも大変だろうと思いました。これからもぜひ続けていただきたいなと思ったところです。たまたま、終わったあとに参加された地域の方、参加者の保護者と話す機会がありました。企画もそうですが、安心できたのは専門の看護師さんが同行してくれる、さらにリアルタイムに活動の様子が保護者に伝わってくるということでした。それは本当に保護者としてもすごく安心感があって、参加させて良かったし、また弟・妹など下の子にも参加させたいと聞いたものですから、来年以降もぜひやっていただければと思いました。ありがとうございました。

保科委員

参加させていただき、ありがとうございました。我々は1泊2日の参加でしたが、見る限りでは、やはり参加者の中学生、高校生は非常に生き生きとしていたなと思います。それぞれのグループの中で、コミュニケーションを良くとってチーム力を高めていくこともそうですが、やはり伊那の地域おこ

し協力隊の方々とのコミュニケーションであるとか、非常に若い方が多かったのですが、そういう方の体験談を受け入れて、自分だったらどうなるのだろうか、と考えてやっている姿がすごく印象的でした。また翌日の料理体験・そば打ち体験などから、「自分が富士に帰っても作れるようにしたい」というような気持ちが非常に表れていたなと思います。実際に作ったものをすぐに頂いたのですが、なかなか美味しかったですね。これなら、お父さん、お母さんに作ってあげたいと思われたのではないかなと思います。非常に良いプログラムでした。

私は今回、別途、事前の実行委員会とかユースリーダー会議で半分ほど参加させていただいたのですが、実行委員の会議の回数が多く、すごく綿密にやられていることを感じましたし、さらに班員の中での一番トップである大学生のユースリーダーの会議も4～5回あるのですね。現場では色々な事が起こりますので、社会教育課のスタッフの方々のバックアップが非常に効いていたなと思いました。非常に有用なプログラムなので、ぜひ来年以降も続けていただきたいと考えています。

和久田委員

教育総務課の方でお話があり、また先ほど評価のところでも出ていた部活動地域移行の件についてですが、今回資料はいただいています、中身について知らないことがありましたので、どこかで時間を作っていただき、御説明を教育委員にさせていただけるのかという辺りをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

教育総務課長

教育委員の先生方への情報提供が遅れている所がございまして、深くお詫び申し上げます。部活動地域移行に関しましては、7月12日に第1回目の外部有識者を委員とする地域移行協議会を開催させていただき、また実証的モデル事業を同じ時期から開始しているところでございます。今、和久田委員から部活動地域移行に関する説明等を詳しくいただけたら、ということでございますので、またタイミングを捉えてお声かけさせていただき資料も用意して説明させていただければと考えております。また御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

和久田委員

よろしくお願いいたします。実証的モデル事業等が9月くらいから進めていくと書いてありましたので、そうしたことや課題なども出てくるはずですので、その辺りを含めて御説明いただけるとありがたいなと思いました。

もう1点、県立高校の在り方に係る地域協議会というものが立ち上がっておりまして、私も参加させていただいているのですが、こちらの方はできれば何らかの資料等で私たち教育委員も知っていたほうが良いのかなと思います。高校の話ではあるのですが、生涯を通して連携し教育をしていくとい

うことが評価にも掲載されていまして、もしできれば資料だけでも結構ですので、配布していただけるとありがたいです。

松田委員

後日で良いのですが、青少年相談センターの「第1回合同相談会」で、約80の方がいらっしゃったとのことですが、個人情報で色々なことがあると思いますが、相談を受けて、その後どうなっていくのかとか、規則的なものであるとか、名前が載らない方はどうしておくのか、また名前が載った方はその方はどうなっていくのか、といった仕組みをまたお話いただければと思います。

近年の相談内容は、どういう種のものなのか、そういうところも御報告いただけるといいなと思います。いつもスケジュールのところでしかお話を伺うことができないため、できればそういう時間を持っただき状況を知れたら良いなと思います。いつもどうしても「相談に来たのだな」と知るだけになってしまいます。ぜひそういう内容・中身のお話も聞きたいなと思います。

青少年相談センター

分かりました。

教育長

また場を設けていただいて、報告いただければと思います。それでは、以上を持ちまして、報告の方は終了したいと思います。

それでは、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。9月20日(金曜日)午後1時30分から中央図書館2階視聴覚室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願い致します。本日は、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、本日の公開分の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。

ここで、冒頭申し上げましたが、議第33号「富士市教育文化スポーツ奨励賞受賞者の決定について」を議題といたしますが、この案件は秘密会となりますので、関係職員以外の方、また、傍聴人の皆様におかれましては、御退室願います。

